令和 4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:串本町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
城 兵	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.5%	
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84. 6%	
全職員	88.1%	

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
1文4以4文2日	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	対象者無し	
本庁課長相当職	77. 4%	
本庁課長補佐相当職	100. 2%	
本庁係長相当職	対象者無し	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	(フロエッション・の文圧の加予の自1日/	
3 6 年以上	101. 2%	
31~35年	101. 9%	
26~30年	84. 6%	
21~25年	97. 4%	
16~20年	97. 2%	
11~15年	99. 8%	
6~10年	102. 8%	
1~5年	82. 8%	

【説明欄】

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和 4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 串本町古座川町衛生施設事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	-	
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-	
全職員	-	

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

K-intolen:		
	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	
本庁課長相当職	-	
本庁課長補佐相当職	-	
本庁係長相当職	-	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	-
31~35年	-
26~30年	-
21~25年	-
16~20年	-
11~15年	-
6~10年	-
1~5年	-

【説明欄】

•	当組合は情報公開の対象者が少なく、	特定の職員の給与が推測し得るため、	情報公表の対象外
ع	なります。		

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。